

サイバー防犯ボランティア活動ガイドライン

1 はじめに

サイバー空間は、私たちの生活に欠かせない存在となっています。その一方で、違法情報や有害情報の氾濫、偽情報や誤情報の拡散、詐欺被害の増加など、インターネットを悪用した問題も増えています。これらの問題を防ぐためには、警察官だけでなく、私たち一人ひとりが協力し、すべての人が安心して利用できる安全なサイバー空間を守ることが大切です。

「サイバー防犯ボランティア」は、防犯活動を通じて、社会全体の安全を守るために活動する取組です。皆さんの力が、サイバー空間をより良い場所にする大きな一歩となります。ぜひ、このガイドラインを参考に、無理のない範囲で活動を進めてください。

2 サイバー防犯ボランティアとは

サイバー防犯ボランティアは、サイバー空間の安全を確保するために、次のような活動を行います。

(1) サイバー空間の浄化活動

インターネットの掲示板やSNS等に掲載することが法律違反となる「違法情報」や犯罪行為を助長する「有害情報」を発見して通報するサイバーパトロール活動を行います。

(2) 教育活動と広報啓発活動

インターネットを安全に利用するために必要なサイバーセキュリティに関する知識の普及、インターネットを利用する際に必要なモラル育成等の活動を行います。

(3) その他の活動

サイバーセキュリティの普及・啓発に関するイベント等、警察との連携による協力活動を行います。

3 活動の進め方

(1) 違法情報・有害情報の通報

サイバー空間で違法情報や有害情報を発見した場合は、指定された通報先に報告してください。

(2) 広報啓発活動及び教育活動

地域の施設や学校で開催するイベントなどに参加し、サイバーセキュリティに関する知識を広める活動を行った場合は、指定された通報先に報告してください。

4 活動の基本ルール

(1) 情報の取扱

活動中に知り得た機密情報や個人情報、第三者に漏らしてはなりません。活動終了後も同様です。情報を公開する際は、事前に警察に確認を取ってください。

(2) 思いやりを持った活動

関係者の名誉や人権を侵害する行為、またはサイバー防犯ボランティアとしての信用を傷つける行為は行わないでください。

(3) 安全な活動

広報啓発活動や教育活動を行う際は先生や警察と行動して、事故やトラブルを未然に防ぎましょう。

5 活動する際の注意点

(1) サイバー防犯ボランティアの活動は自主的なものであり、無理のない範囲で行ってください。

(2) サイバー防犯ボランティアは目的を持って活動し、活動に必要な知識や技術を研鑽してください。

(3) 活動中に困ったことや疑問が生じた場合は、いつでも警察に相談してください。

6 サイバー防犯ボランティアになるためには

(1) 茨城県内に住んでいること又は茨城県内に所在する法人・団体等に在籍していること。

(2) 日常的にインターネットを利用し、インターネットに関する知識を持っていること。

(3) 「自分たちが利用するサイバー空間の安全は自分たちで守る」という意識を持っていること。

7 ボランティアをやめる場合

(1) 転居などにより活動を続けることができなくなった場合には下記までご連絡をください。

(2) 4の基本ルールを守れないなど、ボランティアとしてふさわしくない行為があ

った場合は、サイバー防犯ボランティアとしての活動をお断りさせていただくことがあります。

8 本件の問合せ先

活動に関するご質問やご相談は、茨城県警察本部生活安全部サイバー企画課対策係までお気軽にメールや電話でお問い合わせください。

茨城県警察本部生活安全部サイバー企画課対策係

メール cyber-monitor@pref.ibaraki.lg.jp

電 話 029-301-0110(代表)